

景観法及びつくば市景観条例施行規則

平成19年6月29日

市規則第59号

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)及びつくば市景観条例(平成19年つくば市条例第31号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(景観計画区域内における行為の届出等)

第2条 法第16条第1項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の届出書(様式第1号)を提出して行うものとする。

2 法第16条第2項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の変更届出書(様式第2号)を提出して行うものとする。

3 前2項の届出書には、別表の行為の種類欄に掲げる行為の区分に応じて、それぞれ添付図書の欄に掲げる図書を添付しなければならない。

4 市長は、前項に規定する図書のほか、必要があると認めるときは、同表に掲げる図書以外のものの添付を求めることができる。

(国の機関等の行為の通知)

第3条 法第16条第5項に規定する国の機関又は地方公共団体が同条第1項の届出を要する行為をしようとするときの通知は、景観計画区域内における行為の通知書(様式第3号)を提出して行うものとする。

(事前相談)

第4条 条例第12条に規定する事前相談をしようとする者は、景観計画区域内における行為の事前相談書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(身分を示す証明書)

第5条 法第17条第8項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第5号)によるものとする。

(景観重要建造物の指定等)

第6条 法第21条第1項に規定する通知は、景観重要建造物指定通知書(様式第6号)によるものとする。

2 法第21条第2項の規定により設置する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 指定番号及び指定の年月日

(2) 景観重要建造物の名称

(景観重要樹木の指定等)

第7条 法第30条第1項に規定する通知は、景観重要樹木指定通知書(様式第7号)によるものとする。

2 法第30条第2項の規定により設置する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 指定番号及び指定の年月日

(2) 景観重要樹木の樹種

(景観審議会の会長)

第8条 つくば市景観審議会(以下「審議会」という。)に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(景観審議会の会議等)

第9条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

5 審議会の庶務は、都市建設部において処理する。

6 審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。ただし、第2条から第7条までの規定は、平成19年10月1日から施行する。

別表（第2条関係）

行為の種類	添付図書	
	種類	明示すべき事項
1 建築物の新築，増築，改築若しくは移転，外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置図	(1) 方位，道路及び目標となる地物 (2) 行為地の場所
	配置図	(1) 方位及び縮尺 (2) 敷地の形状及び寸法 (3) 敷地内における届出に係る建築物等の位置 (4) 届出に係る建築物等と他の建築物等との別 (5) 敷地の接する道路の位置及び幅員 (6) 隣接する土地の利用状況，用途等 (7) 植栽，樹木等の位置，樹種及び樹高 (8) 土地の高低 (9) 外構施設の位置，材料及び面積
	各階平面図	(1) 方位及び縮尺 (2) 寸法 (3) 開口部の位置
	立面図（4面）	(1) 方位及び縮尺 (2) 寸法 (3) 開口部，附属設備，軒等の位置及び形状 (4) 屋根，外壁その他外観の仕上げ材料及び色彩
	カラー現況写真	(1) 行為地及び建築物等の現況 (2) 行為地付近の現況（2方向以上）
	その他	参考となるべき事項
	3 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	位置図
現況図		(1) 方位及び縮尺 (2) 付近の土地の利用状況 (3) 敷地の接する道路の位置及び幅員 (4) 行為の区域
計画図		(1) 方位及び縮尺 (2) 公共公益施設の位置及び形状並びに予定建築物等の敷地の形状及び用途 (3) 行為後ののり面又はよう壁その他の構造物の位置，種類及び規模 (4) 事後の措置及び緑化計画
縦横断図		行為の前後における土地の断面図及び横断図
カラー現況写真		行為地及び行為地付近の現況（2方向以上）
その他		参考となるべき事項